

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 日

小牧岩倉衛生組合  
管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第 10 号

## 小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小牧岩倉衛生組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第12号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「世話をを行う」を「世話を若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改める。

第16条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「第19条第1項の規定による部分休業」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業又は条例第15条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に改め、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、「時間）」を「時間」に改める。

第18条中「第22条」を「第23条」に改める。

第19条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第21条第1項中「)又は」を「)若しくは」に改め、「により」の次に「、又はこれらの請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成して」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第24条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

(条例第17条の2第2項の規則で定める期間)

第25条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

第23条を第24条とする。

第22条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇の請求)

第22条 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、別に定める請求書により、又は当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年度あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ職員の当該子育て部分休暇の請求に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

様式第5中「子の看護」を「子の看護等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。